

令和6年度

4 テーマ観光推進モデル事業
公募要領

徳島県観光スポーツ文化部観光政策課

第1章 本事業の目的と内容

1 事業の目的

少子高齢化と合わせて人口減少が進む中、国内外から観光誘客を図り、積極的に外貨を取得することが重要となっています。

これらの状況を鑑み、本事業では、県内の宿泊者数や観光消費額の増加を促進し、観光による地域への経済効果を上昇させるため、「歴史・文化」「自然・釣り」「スポーツ」「ウェルネス」の4テーマを基軸にした観光コンテンツやツアーの造成にかかる取り組みを支援します。

2 補助金交付対象

補助金の交付対象となる者は、次のとおりです。

- (1) 一般社団法人イーストとくしま観光推進機構
- (2) 一般社団法人そらの郷
- (3) 一般社団法人四国の右下観光局
- (4) 一般社団法人ツーリズム徳島
- (5) 一般社団法人美馬観光ビューロー

3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる内容のものであって、「歴史・文化」「自然・釣り」「スポーツ」「ウェルネス」に関係し、4テーマにおける観光を推進するものであり、複数の自治体にまたがるものとします。

- (1) 観光コンテンツやツアー造成・販売のための専門家の招聘
- (2) 観光コンテンツやツアー造成・販売のためのファムツアー開催
- (3) 観光コンテンツやツアー造成・販売のためのツール製作経費
- (4) その他観光コンテンツやツアー造成・販売のための関連経費

4 補助事業実施対象期間

交付決定日から令和7年2月28日まで

5 補助率及び補助額

補助率 10分の10以内（補助対象経費に、他の補助金等、事業補助金以外の収入があるならば、当該収入を差し引いたものの10分の10以内）

補助上限 500千円（補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

6 補助対象経費・補助対象外経費

本事業の補助対象経費は、4テーマ（「歴史・文化」「自然・釣り」「スポーツ」「ウェルネス」）のうちいずれか一つ又は複数の新たなツーリズム創造に係る経費であって、補助金の交付対象者が実施する既存事業に係る経費と明確に区分できる経費です。

補助対象経費の一例は、以下のとおりとなります。

- ・ ファムツアー等の企画費・催行費
- ・ 観光コンテンツやツアーの広告費
- ・ ファムツアー等に招請した専門家への諸謝金
- ・ ファムツアー等に招請した専門家の旅費 等

また、補助対象外経費の一例は、以下のとおりとなります。

- ・ 本事業に直接関係のない経費
- ・ 交付決定前に着手したものに係る経費
- ・ 事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料等）
- ・ 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ・ 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ・ 本事業における資金調達に必要なとなった利子
- ・ 専門知識を有しないモニターツアー参加者の旅費 等

第2章 申請手続き

1 申請手続きの流れ・スケジュール

申請者は、事業計画を取りまとめ、必要な書類とともに提出してください。
事業計画提出後のスケジュールについては、次表のとおり予定しています。

時 期	手 続 き
令和6年7月24日～8月23日	事業計画の作成・提出
令和6年8下旬	事業計画の審査
令和6年9月上旬	採択結果を通知
令和6年9月中旬	補助金交付申請書の作成・提出
令和6年9月下旬	補助金交付決定・事業開始
令和7年2月28日	完了実績報告書・精算書類提出
令和7年3月中	精算（補助金の支払い）

2 申請資格・要件

補助金交付申請者は、次の全てに該当することが必要です。

- ・事業の目標を達成するため、徳島県と十分協議しながら事業を実施すること
- ・公序良俗に反しない事業であること
- ・公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと
- ・県税を滞納していないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団員又は暴力団と関係がないこと。

3 事業計画の受付期間及び提出先・提出方法

（1）事業計画の受付期間

令和6年7月24日（水）～令和6年8月23日（金） 17時（必着）

（2）提出先・方法

徳島県観光スポーツ文化部観光政策課観光プロモーション担当

※電子メールで、次のメールアドレスに送信してください

kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

※メールの件名は「4テーマ観光推進モデル事業計画」としてください

※メール送付後、観光プロモーション担当宛て電話（088-621-2342）にて到着確認を行ってください。

4 提出書類

事業計画の提出に必要な書類は次のとおりです。

- ① 「4テーマ観光推進モデル事業」事業計画書（様式第2号）
- ② 事業経費の概算見積書（任意様式）

5 留意点

事業計画の提出にあたり、次の点にご留意ください。

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします
- ・ 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします
- ・ 提出書類に記載する文言や掲載する写真は公表可能なものを使用してください。特に、写真は採択後、県において対外向けに公表する場合があるため、著作権及びその他関連の権利等の問題が生じないように公開可能なものを使用してください。

6 問い合わせ先

徳島県観光スポーツ文化部観光政策課観光プロモーション担当

電話 088-621-2342 電子メール kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

第3章 採択事業の選定

1 選定方法

提出された事業計画を、「2. 審査の観点」に基づき審査を行い、採択事業を選定します。

2 審査の観点

提出された事業計画を、以下の観点から審査します。

① 選択テーマの内容と事業計画の妥当性

選択したテーマや想定するターゲットなどについて現状分析がなされており、それらを踏まえた適切な事業計画となっているか。

② 「4テーマ観光推進」への寄与度

本事業による取組の結果、「歴史・文化」「自然・釣り」「スポーツ」「ウェルネス」の4テーマの観光コンテンツやツアー造成・販売による観光推進の効果が見込まれるか。

3 採択結果の決定及び通知

採択事業の決定後、9月上旬をめぐりに、申請者に対して結果の通知を行います。

なお、個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

4 採択後の手続きについて

採択後、申請者は交付申請書（様式第1号）を提出してください。審査の結果、補助金の交付対象として認められると補助金交付決定通知を送付します。事業の開始は、必ず補助金の交付決定通知を受けた後に行ってください。